

農業経営基盤の強化の促進に関する 基 本 的 な 構 想

2 0 2 3 年 9 月
知 立 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

知立市（以下「本市」という。）は、愛知県中央部に広がる岡崎平野の西部に位置し、その立地条件を活かして水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、都市近郊型農業に取り組んでいる。

今後は、特に農用地の計画的な保全と集約化などを進めるとともに従来からの需給調整、計画生産に加え、より高度な土地利用型農業の展開を図らなければならない。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、隣接する刈谷市、豊田市における工業団地及び名古屋市のベッドタウン化により、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。

この安定兼業農家を支えてきた経営主の高齢化と農業後継者不足から、相続や機械更新時等を契機に急速に農地の流動化が進んでいる。そのため、農業経営基盤の強化を促進していくことにより、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成と、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うよう農用地の利用集積の促進と分散した農地の集約化を図る必要がある。

3 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、2032年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、既に基幹経営体の水準に達している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、次の表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域その他産業従

事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人当たりの 年間労働時間
効率的かつ安定的な 農業経営の目標	主たる従事者1人当たり概ね400万円 基幹経営体当たり概ね800万円 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者を2人想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。他産業従事者生涯所得（約1億9千万円）÷45年間（20歳から64歳）÷400万円	概ね1,800時間
新もたうに農業等と農業経営の目標 営新もたうに農業等と農業経営の目標	主たる従事者1人当たり概ね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得1200万円余÷5年間÷250万円	概ね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の知立市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、知立市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち中央農業協同組合（以下「農協」とい

う。）、愛知県西三河農林水産事務所（以下「農林水産事務所」という。）等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、農業経営基盤強化促進法（昭和44年法律第65号。以下、「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業経営体（以下「認定農業者」という。）、法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた新規就農者（以下「認定新規就農者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺農家に対して、本市、農業委員会、農協、農林水産事務所が役割分担しながら、営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

なお、これに併せて集約的な経営展開を支援するため、農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を促進する。また、ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進する。

さらに、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るために、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農協、愛知県農業共済組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善組合を通して土地利用調整を行い集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。地域での話し合いを進

めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に係る団体の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう関係機関・団体と協力しながら推進していく。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、認定農業者と協力して、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を促進する。

さらに、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体に発展する経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農協の役員等への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関・団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の認定期間の最終年（5年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を確実に行うこととする。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の2013年以降の新規就農者は1人であり、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来に

わたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に掲げられた新規就農者の確保目標数年間200人を踏まえ、本市においては年間1人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及課や農協等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上(目標農業所得1,400万円)を目指すモデルとして「ステップアップ経営体」について示す。

[基幹経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水 稻 ・ 小 麦・大豆経 営 従事者数 主 2.0 人	〈作付面積 等〉 水稻 移植 = 9ha 直播 = 7ha 小麦 = 14ha 大豆 = 13ha 飼料用米 = 2ha 〈経営面積〉 45ha	〈資本装備〉 トラクター 5 台 田植機 8 条 2 台 V 溝播種機 1 台 麦ドリルシーダー 1 台 大豆播種機 1 台 自脱コンバイン 1 台 汎用コンバイン 1 台 乗用管理機 2 台 軽トラック 1 台 2 t トラック 1 台 フォークリフト 1 台 畦塗り機 1 台 ロータリー 3 台 ハロー 2 台 ブロードキャスター 1 台 溝堀機（転作用） 1 台 サブソイラ 1 台 カルチ 1 台 ブームモア 1 台 溝きり機 1 台 ミキサー 1 台 播種プラント 1 台 倉庫 300 m ² 育苗施設 1 ライン 〈その他〉 ・経営所得安定対策を 活用（小麦、大豆、飼料 用米により生産調整に 対応） ・乾燥調製は農協の共 同利用施設に委託	・管理会計の 導入（会計管 理ソフトの導 入） ・家族経営協 定の締結 ・法人化の検 討、就業規則 の整備 ・労働管理（雇 用、人材育成 等）の徹底（労 務管理ソフト の導入） ・圃場管理シ ステムによる 作業管理	・家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日 制の導入

		・実需者ニーズに対応した生産 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植、V溝直播の組み合わせによる作業分散 ・早生品種導入による作業分散 ・麦、大豆における基本技術の徹底 ・小麦作における生育診断による収穫、子実たんぱく質含有量の適正化 ・大豆作における播種機別栽培方法の導入による生産安定 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化		
水稲作 従事者数 主 2.0人	〈作付面積等〉 水稲 移植＝15ha 直播＝8ha 飼料用米 ＝22ha 〈経営面積〉 45ha	〈資本装備〉 トラクター 5台 田植機8条 2台 V溝播種機 1台 自脱コンバイン 2台 汎用コンバイン 1台 乗用管理機 1台 軽トラック 1台 2tトラック 1台 フォークリフト 1台 畦塗り機 1台 溝きり機 1台 ロータリー 3台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労働管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフト	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

		ハロー 2 台 ブロードキャスター 1 台 ブームモア 1 台 溝堀機（転作用） 1 台 ミキサー 1 台 播種プラント 1 台 アタッチメント等 1 台 倉庫 300 m² 育苗施設 1 ライン 〈その他〉 ・経営所得安定対策を活用（小麦、大豆の栽培が困難な地域等に飼料用米を導入） ・乾燥調製は農協の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入 ・不耕起 V 溝直播栽培技術の導入 ・移植、V 溝直播の組み合わせによる作業分散 ・早生品種導入による作業分散 ・V 溝直播栽培による飼料用米の多収、低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化	の導入） ・圃場管理システムによる作業管理	
畜産・酪農	〈飼育頭数〉 経産牛 50 頭	〈資本装備〉 搾乳牛舎 1 棟	・管理会計の導入（会計管	・家族経営協定の締結

従事者数 主 2人 補 0.1人		育成牛舎 1棟 堆肥舎 2棟 倉庫 2棟 パイプラインミルクカー 一式 TMRミキサー 一式 トラック 1台 飼料攪はん機 1台 パルククーラ 1台 給餌機 1機 ホイールローダ 1台 ダンプトラック 1台 〈その他〉 ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化 ・暑熱対策による生産の安定化 ・乳牛の長命連産化 ・性判別精液の利用による計画的な後継牛の確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・良品質たい肥の生産	理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労働管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・計数管理の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー利用
施設野菜 イチゴ 従事者数 主 2.5	〈作付面積〉 イチゴ 40a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 4,000 m² ・育苗ハウス 600 m²	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

人 補 1.1 人		・作業場 50 m² ・高設栽培システム 3,000 m² ・空中採苗システム 600 m² ・暖房器 2 台 ・炭酸ガス発生機 2 台 ・管理機 1 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧機 1 式 ・トラクター 1 台 ・軽トラック 1 台 ・1 t トラック 1 台 ・短日夜冷装置 一式 ・炭酸ガス防除機 1 台 〈経営条件・生産管理等〉 ・高設栽培 30 a、土耕栽培 10 a、一部借地 ・収量の高い品種を導入 ・I P M※技術の導入 ・家族労働主体、雇用を導入 ※IPM とは Integrated Pest Management の略で総合的病害虫・雑草管理のこと	定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労働管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・雇用従事者の安定確保
----------------------	--	--	---	---

[ステップアップ経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等
水稻・小麦・ 大豆経営 主たる従事 者数 家族 2.0 人 雇用労働者 1.0 人	〈作付面積 等〉 水稻 移植 = 16ha 直播 = 12ha 小麦 = 24ha 大豆 = 14ha 飼料用米 = 4ha 〈経営面積〉 70ha	〈資本装備〉 トラクター 5 台 田植機 8 条 1 台 V 溝播種機 1 台 麦ドリルシーダー 1 台 大豆播種機 1 台 自脱型コンバイン 2 台 汎用型コンバイン 1 台 乗用管理機 2 台 2 t トラック 1 台 4 t トラック 1 台 フォークリフト 1 台 畦塗り機 1 台 ロータリー 3 台 ハロー 3 台 ブロードキャスター 1 台 溝堀機（転作用） 2 台 サブソイラ 1 台 カルチ 1 台 ブームモア 1 台 バーチカルハロー 2 台 レベラー 1 台 播種プラント 1 台 軽トラックアタッチメ ント等 一式 倉庫 500 m ² 育苗施設 一式 〈その他〉 ・経営所得安定対策を 活用（小麦、大豆、飼料 用米により生産調整に	・管理会計の 導入（会計管 理ソフトの導 入 ・労働力配分 の適正化 ・パソコンに よる圃場、作 業管理 ・常用雇用に 対する教育と 責任分担の明 確化 ・短時間労働 者の労務管理 ・法人化、就業 規則の整備 ・社会保険等 の加入 ・コンプライ アンスの徹底	・定期的な 休日制の導 入 ・雇用従事 者の安定確 保 ・雇用従事 者の就業規 則の整備

		対応) ・乾燥調製は農協の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・不耕起V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植、V溝直播の組み合わせによる作業分散 ・早生品種導入による作業分散 ・麦、大豆における基本技術の徹底 ・小麦作における生育診断による収穫、子実たんぱく質含有量の適正化 ・大豆作における播種機別栽培方法の導入による生産安定 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化		
畜産・酪農 従事者数 主 2人 補 0.5人	〈飼育頭数〉 経産牛 80頭 肉用素牛 120頭	〈資本装備〉 搾乳牛舎 1棟 肉用素牛肥育牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 倉庫 500㎡ パイプラインミルカー一式 ふん乾燥ハウス 2棟 乳牛（購入） 80頭	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の安定確保

		ミルキングパーラー式 ほ乳ロボット 1 機 飼料攪はん機 1 台 軽自動車 1 台 パルククーラ 1 台 TMR ミキサー 1 機 ホイルローダ 1 台 ダンプトラック 1 台 〈その他〉 ・ 個体管理による精密管理 ・ 衛生管理の徹底 ・ 自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・ 地域粗飼料や飼料用米の利用 ・ 装置化による省力化 ・ 暑熱対策による生産の安定化 ・ 乳牛の長命連産化 ・ 性判別精液の利用による計画的な後継牛の確保 ・ 黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・ 良品質たい肥の生産	・ 労働管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入） ・ 計数管理の実施 ・ コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）	
施設野菜 イチゴ 従事者数 主 2.5 人 補 3.0 人	〈経営規模〉 80a 〈作付面積〉 高設 40a 土耕 40a	〈資本装備〉 ・ ビニールハウス 8,000 m² ・ 育苗ハウス 1,000 m² ・ 作業場 80 m² ・ 高設栽培システム 4,000 m² ・ 空中採苗システム 1,000 m²	・ 管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・ 家族経営協定の締結 ・ 法人化の検討、就業規則の整備 ・ コンプライ	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用従事者の安定確保

		・暖房器 4 台 ・炭酸ガス発生機 2 台 ・環境モニタリング装置 2 台 ・管理機 1 台 ・予冷库 1 台 ・動力噴霧機 1 式 ・トラクター 1 台 ・1 tトラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・短日夜冷装置 1 式 ・炭酸ガス防除機 1 台 〈その他〉 ・高設、土耕栽培の組み合わせによる（高品質、低コスト）生産の両立 ・多収、良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調整労力の削減による作付面積の拡大 ・多品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・高設栽培 40a の導入 ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・短日夜冷却処理による超促成栽培 ・I P M技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調整への雇用労力投入、パッキングセンターの利用	アンスの徹底	
--	--	--	--------	--

		・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化		
--	--	--	--	--

第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の３に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業の指標は、現に本市及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、第２で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標のうち基幹経営体の指標の３割程度の農業所得を目標とする。

第３ 第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

知立市の特産品である米などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、基本方針の第３の２に規定される農業経営・就農センター、農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営なもうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受け入れ態勢の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による給料制及び休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退

職後に農業に従事する者、他の仕事と共に農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受け入れ態勢の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及課や農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行うために農協が主体となって行っている各種スクール等に対し、関係機関が連携して農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農協、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるた

めの地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農協と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センター、西三河農起業支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
概ね80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定の当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農

	作業受託)をしている面積とする。
--	------------------

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように本市、知立市農業委員会、農協、土地改良区及び農用地利用改善組合等関係団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、基本方針の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、都市近郊農業を中心とした農業生産の展開や高齢化、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等の実施を促進する事業
- ② 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 農地中間管理事業の促進に関する事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑧ 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権の設定等の実施を促進する事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて、既に利用権を設定している者が利用権を更新する場合にあっては（ア）から（エ）までに掲げる要件の全て）を備えること。

- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- （オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ））のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等の実施を促進する事業により利用権の設定を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 以下に掲げる場合は、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合

イ 同法第11号の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合

ウ 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）により改正される前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号第5条で定める者を除く。）である場合は、次に掲げるすべてを満たすものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等を言う。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権の設定等の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）又は農用地利用集積等促進計画（以下「農用地利用集積計画等」という。）において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画等の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。最終改正：令和3年4月1日付2経営第3412号。以下「改正前基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画等の手続きを進め

る。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画・農用地利用集積等促進計画の策定期間

① 本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画等を定める。

② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画等を定める。

③ 本市は、農用地利用集積計画等の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画等を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画等は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者、認定新規就農者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者、認定新規就農者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画等を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善組合及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画等に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画等の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画等を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農協からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画等を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、知立市は、農用地利用集積計画等を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画等において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画等の内容

農用地利用集積計画等においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、(6)の③に掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託

を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者は毎事業年度の終了後3月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその面積、生産数量など、農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない。
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及び撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア） 農用地を明け渡す時の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画等の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地の所有者の同意について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画等を定めたとき

又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画等を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画等の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を促進する事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業会委員会への報告

解除条件付きの賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた者は、農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、農用地の利用状況を農業委員会に報告しなければならない。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画等の取消し等

- ① 知立市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画等の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により改正される前の農業経営基盤強化促進法（以下、「改正前基盤強化促進法」という。）法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められると

き。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等を言う。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画等のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画等の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画等を取消した旨及び当該農用地利用集積計画等のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 本市が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの農地中間管理事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の促進に関する事項

本市は、農業委員会、農協、土地改良区等と連携して、地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プラン及び地域計画により、地域の担い手への農地の集積及び集約化を推進する。

3 農地中間管理事業の推進に関する事項

2020年4月に農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理事業への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定

められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積及び集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、本市、農業委員会及び農協の関係機関が一体となって推進する。

このため、本市、農業委員会及び農協等の関係機関は、農地中間管理事業

を推進するため、各機関が有する個人データについて、共同利用する旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び開示等の求め並びに苦情の受け付けについて、その処理に尽力する。

また、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、改正前基本要綱様式第4号の認定申請書を知立市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 知立市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 知立市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法

施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ ②で規定する事項が定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の

当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の規程がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農協、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の3に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）、西三河農起業支援センター（農林水産事務所農業改良普及課内に設置）、農協などと連携しながら、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農地所有適格法人や先進農家等と連携して、研修生の受入れを行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒が農業に興味関心を持ち、農業が将来的の進路の選択肢の一つとなるよう農業体験の場をつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

愛知県立農業大学校や農業改良普及課、農業委員、農業経営士、農協等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導を行う他、適宜面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加を促し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(1) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、農起業支援ステーション及び西三河農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及課、農協組織、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹産物である米の農繁期を除いて設置することとし、開催にあたっては、本市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図

る。参加者については、場合に応じて農業者、本市、知立市農業委員、農地利用最適化推進委員、農協、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛知県その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項にかかる問合せへの対応を行うための窓口を経済課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用による農用地の保全等を図ること。本市は、地域計画の策定に当たって、愛知県、農業委員会、農地中間管理機構、農協、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 8 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、高性能機械等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件の整備を推進する。

イ 本市は、農業者・農業団体の主体的な取り組みを基礎に集团的土地利用によるブロックローテーションの維持・強化を図りつつ望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営体の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業改良普及課、農協、知立土地改良区等、農用地利用改善組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、2032年度に向けて第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協、知立土地改良区等及び農地利用集積円滑化団体は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、2017年3月2日から施行する。

この基本構想は、2023年9月28日から施行する。

別紙 1（第 5 の 1 の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前基盤強化促進法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農協等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適確法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に

掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2（第 5 の 1 の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は 3 年、6 年又は 10 年（農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年、6 年又は 10 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年、6 年又は 10 年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定等の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 3 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1、2 の規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画等に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農協等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画等においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき知立市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 2 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の2と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農協等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画等に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画等に基づく法律関係は失効するものとする。